## <sup>[別紙1]</sup> 鳥取県農地及び農業用施設災害復旧事業補助 金の事務手続きについて

- 1. 交付申請提出 (補助金の額の内定通知があった日から30日以内)
- ○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- 2. 交付決定通知到着 (交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当 する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を 受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が 経過する日まで)
- 3. 事業開始 → ※この補助金においては、着手届の提出は 必要ありません。
  - 【事業を変更・中止・廃止したい場合】 事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。 ※承認が必要な変更については、要綱別表第5欄に記載しています。
- 4. 事業完了 → ※この補助金においては、完了届の提出は 必要ありません。



- 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から15日を経過する日 又は補助金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか 早い日まで)
  - ○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- ◎補助金の支払い 支払いの時期や額については別途通知があります。

資料提出・問い合わせ先<br/>東部農林事務所<br/>東部農林事務所<br/>鳥取県鳥取市立川町6丁目173<br/>中部<br/>中部<br/>中部総合事務所 農林局 地域整備課<br/>鳥取県倉吉市東巌城町2<br/>西部<br/>西部<br/>西部総合事務所 農林局 地域整備課<br/>高取県米子市糀町1丁目160<br/>電話:0859 - 31 - 9671